

# 社団法人日本外科学会外科専門医制度規則（定款施行細則第10号）

## 第1章 総則

（施行）

**第1条** この法人（以下、本会と略記）は、本会外科専門医制度を施行する。

（目的）

**第2条** 本会外科専門医制度は、医の倫理を体得し、かつ、高度の外科専門的知識と技術を修得した外科専門医（以下、専門医と略記）を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

（業務）

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、専門医を認定する業務を行うとともに、より高度の外科医を育成するための諸制度を検討する。

## 第2章 専門医制度委員会

（設置）

**第4条** 本会に、前条の業務を管掌するため、専門医制度委員会を置く。

（構成及び運営）

**第5条** 専門医制度委員会の構成及び運営については、別に定める。

## 第3章 専門医になるための外科臨床修練

（外科臨床修練）

**第6条** 初めて専門医になろうとする者（以下、修練医と略記）は、第5章の規定によって指定された本会外科専門医制度修練施設（以下、指定施設と略記）又は関連施設において、次の各項に定める外科臨床修練（以下、修練と略記）を行わなければならない。

2 修練医が修練の開始登録（以下、修練開始登録と略記）を申請するときは、修練を行おうとする主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、修練開始登録申請書を専門医制度委員会に提出しなければならない。

3 修練医は、前項の修練開始登録申請書を提出するときは、第22条の規定に基づいて前項の指導責任者が編成した修練実施計画を添付しなければならない。ただし、前項及び本項の場合において、修練開始登録申請書及び修練実施計画を郵便によって提出したときは、その郵便の消印の日をもって、提出した日

とみなす。

4 専門医制度委員会は、本条第2項の修練開始登録の申請を受理したときは、修練開始登録申請書及び修練実施計画を直ちに審議し、その者の修練としての可否を、修練医及び本条第2項の指導責任者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、本項の審議と通知は、専門医制度委員会のほか、専門医制度委員会の議決した他の者に行わせることを妨げない。

5 修練医は、医師法第16条の2の第1項で規定された臨床研修の期間中又は期間満了後6ヶ月以内に修練開始登録を申請する場合に限って、本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを医師法第16条の2の第1項で規定された臨床研修の開始時に行ったとみなすことができる。

6 本会の会員（以下、会員と略記）が修練開始登録を申請するときは、修練開始登録申請料の納付を要しない。

7 会員でない者が修練開始登録を申請するときは、別に定める修練開始登録申請料を納付しなければならない。ただし、既納の修練開始登録申請料は、いかなる理由があっても返還しない。

8 修練医は、修練開始登録を申請した後、指定施設又は関連施設において、通算5年以上、修練を行わなければならない。かつ、第22条に規定された修練実施計画を修了しなければならない。本条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。

9 修練医は、修練開始登録を申請した日から満4年以上を経過した後に、第7条に定める予備試験を受験し、かつ、これに合格しなければならない。本条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。

10 修練医は、別に定める診療経験及び業績を有さなければならない。

11 現に専門医であって、かつ、引き続き専門医になろうとする者は、別に定める研修実績を有さなければならない。

（予備試験）

**第7条** 予備試験は、第14条に定める予備試験委員会が行う。

2 予備試験は、申請時において、修練開始登録を申請した日から満4年以上を経過した後でなければ、受験することができない。第6条第3項ただし書の

規定は、この場合に準用する。

- 3 予備試験を受験しようとする者（以下、予備試験受験者と略記）は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、次の各号の予備試験受験申請書類を予備試験委員会に提出する。
  - 1) 受験願書
  - 2) 履歴書
- 4 予備試験委員会は、前項の予備試験受験申請書類を受理したときは、本条第3項の指導責任者に対して、その予備試験受験者に予備試験の受験を許可したことを確認する。
- 5 予備試験委員会は、前項の許可を確認したときは、その予備試験受験者に対して、本条第3項の指導責任者が予備試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。
- 6 予備試験受験者は、前項の通知を受けたときは、直ちに別に定める予備試験受験料を納付し、かつ、本条第3項の指導責任者が受験者本人であることを押印によって承認した顔写真を予備試験委員会に提出しなければならない。ただし、既納の予備試験受験料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 7 予備試験委員会は、毎年1回、受験申請書類及び筆記試験によって審査を行い、外科診療に必要とされる基礎的知識を臨床に応用することができ、かつ、外科診療に必要とされる検査、処置及び麻酔の手技を臨床に応用できると判定された者を、予備試験の合格者として決定する。
- 8 本会理事長（以下、理事長と略記）は、理事会の議を経て、予備試験委員会が予備試験の合格者として決定した者に対して、予備試験合格証を交付する。
- 9 予備試験合格証は、終身にわたって有効とする。ただし、予備試験の合格者である会員が本会定款第8条の規定によって会員の資格を喪失したときは、予備試験合格証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。
- 10 前年度までに予備試験を受験したにもかかわらず合格しなかった者は、本条第3項の手続きを経て、改めて予備試験を受験することを妨げない。

## 第4章 専門医の認定

### 第1節 専門医の認定を申請する者の資格

（認定申請者の資格）

- 第8条** 初めて専門医の認定を申請する者（以下、初回認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。
- 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
  - 2) 申請時において、会員であること。
  - 3) 申請時において、修練開始登録を申請した後、通算5年以上、修練を行った者であること。第6条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。
  - 4) 申請時において、第22条に規定された修練実施計画を修了した者であること。
  - 5) 申請時において、第7条に定める予備試験に合格した者であること。
  - 6) 申請時において、別に定める診療経験及び業績を有する者であること。ただし、修練開始登録を申請した期日より前の診療経験又は業績は、本号の診療経験又は業績として算定することができない。第6条第3項ただし書の規定は、この場合に準用する。
  - 7) 前号の規定にかかわらず、第6条第5項によって修練開始登録の申請を卒後初期臨床研修の開始時に行ったとみなされた者は、卒後初期臨床研修の期間中の臨床経験又は業績を、前号の診療経験又は業績として算定することができる。
- 2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず専門医として認定されなかった者又は専門医の資格を喪失した者であって、改めて専門医の認定を申請する者には、前項の規定を準用する。
  - 3 更新のため専門医の認定を申請する者（以下、更新認定申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。
    - 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。
    - 2) 申請時において、専門医であること。
    - 3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

## 第2節 専門医を認定する委員等

(選任)

**第9条** 理事長は、本会理事会(以下、理事会と略記)の議決を経て、専門医を認定する委員(以下、認定委員と略記)を、本会代議員(以下、代議員と略記)の中から選任する。

2 理事長は、理事会の議決を経て、専門医を認定する業務を補佐する委員(以下、認定実行委員と略記)を、専門医の中から選任する。

(任期)

**第10条** 認定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 認定実行委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

**第11条** 認定委員は、専門医認定委員会(以下、認定委員会と略記)を組織し、専門医の認定の業務を行う。

2 認定実行委員は、認定委員会を補佐し、専門医の認定の業務を分掌する。

3 認定実行委員は、認定委員会に出席して意見を述べることができる。

(認定委員長等の委嘱)

**第12条** 認定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(補充)

**第13条** 認定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定委員を補充することができる。

2 認定実行委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、認定実行委員を補充することができる。

3 補充によって選任された認定委員及び認定実行委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備試験委員等)

**第14条** 予備試験委員は、認定委員をもって充て、予備試験実行委員は、認定実行委員をもって充てる。第9条から第13条までの規定は、この場合に準用し、これらの条文中「専門医を認定する委員」及び「認定委員」とあるのは「予備試験委員」と、又、「専門医を認定する業務を補佐する委員」及び「認定実行委員」とあるのは「予備試験実行委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第3節 専門医を認定する方法

(認定申請書類)

**第15条** 初回認定申請者は、修練を行った主たる指定施設の指導責任者の許可を受け、次の各号の申請書類(以下、初回認定申請書類と略記)を認定委員会に提出する。

- 1) 初回認定申請書
- 2) 履歴書(修練開始登録年月日を含む)
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 指定施設の指導責任者の発行した修練実施計画の修了証明書
- 5) 予備試験合格証(写)
- 6) 診療経歴一覧表及び業績目録

2 認定委員会は、前項の初回認定申請書類を受理したときは、本条第1項第4号の指導責任者に対して、その初回認定申請者に面接試験の受験を許可したことを確認する。

3 認定委員会は、前項の許可を確認したときは、その初回認定申請者に対して、本条第1項第4号の指導責任者が面接試験の受験を許可したことを確認したことを通知する。

4 初回認定申請者は、前項の通知を受けたときは、直ちに別に定める申請手数料を納付し、かつ、本条第1項第4号の指導責任者が初回認定申請者本人であることを押印によって承認した顔写真及び業績の証拠資料を認定委員会に提出しなければならない。ただし、既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

5 更新認定申請者は、次の各号の申請書類(以下、更新認定申請書類と略記)を認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 更新認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証(写)
- 4) 専門医認定証(写)
- 5) 別に定める研修実績証明書類(写)
- 6) 研修実績目録

(認定)

**第16条** 認定委員会は、初回認定申請者については、毎年1回、初回認定申請書類及び面接試験によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。

- 2 認定委員会は、更新認定申請者については、毎年1回、更新認定申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、専門医として必要な条件を満足する者を、専門医として認定する。
- 3 認定委員会は、初回認定申請書類及び更新認定申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て、専門医として認定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 認定委員会は、初回認定申請者及び専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び専門医はこれに協力しなければならない。
- 5 認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は第19条を準用する。
- 6 本条第3項によって専門医として認定されなかった者は、その日から3年間、専門医の認定を申請することができない。
- 7 認定委員会は、本条第3項によって認定申請者を専門医として認定しなかったときは、その者の指導責任者及び所属する施設の長に、その旨を通告する。
- 8 本条第3項の認定申請書類には、別に定める病歴抄録を含むものとする。
- 9 専門医として認定された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める認定料を納付しなければならない。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用し、同項中に「申請手数料」とあるのは、「認定料」と読み替えるものとする。

(認定証)

**第17条** 理事長は、理事会の議を経て、認定委員会が専門医として認定した者に対して、専門医認定証を交付する。

- 2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第18条の規定によって専門医の資格を喪失したときは、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。
- 3 専門医の英文名称は Board Certified Surgeon とし、本人の請求によって、英文の専門医認定証を、別に交付されることができる。本条第2項の規定は、英文の専門医認定証の有効期間の場合に準用する。

(資格の喪失)

**第18条** 専門医は、次の各号の理由により、認定委員会の議決を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第19条の定めるところによる。

- 1) 理事長が定めた期日までに認定料を納付しなかったとき。
  - 2) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
  - 3) 専門医の認定を取り消されたとき。
  - 4) 本会定款第8条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。
  - 5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。
  - 6) 専門医認定証の交付の日から満5年間を経て、改めて専門医の認定を受けなかったとき。
- (資格の取消)

**第19条** 専門医に専門医としてふさわしくない行為があったとき、又は専門医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員会及び理事会の議決によって、専門医の認定を取り消すことができる。この場合、その専門医に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第5章 指定施設及び関連施設の指定

### 第1節 指定施設及び関連施設の指定を申請する診療施設の条件

(指定申請施設の条件)

**第20条** 指定施設の指定を申請する診療施設(以下、指定申請施設と略記)は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 外科系病床として常時30床を有していること。
- 2) 従前の本会認定医制度規則によって認定され、又は第6章の規定によって選定された1名以上の指導医(以下、指導医と略記)及び2名以上の専門医又は日本外科学会認定登録医(以下、認定登録医と略記)並びに従前の本会認定医制度規則によって認定された認定医(以下、認定医と略記)が常勤していること。
- 3) 指導医の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間150例以上の外科の手術症例数を有していること。
- 4) 修練実施計画が編成され、かつ、これに基づく修練が可能であること。

- 5) 中央検査室及び中央図書室を有するか、それらに相当する体制があること。
  - 6) 病歴の記載及び整理が整備していること。
  - 7) 剖検室を有するか、それに相当する剖検の体制があること。
  - 8) 他科との総合カンファレンス及び合併症例又は死亡例に関する合同カンファレンスなどの教育行事が定期的に開催され、かつ、その記録が整備されていること。
- 2 本条第1項の条件をすべて満足し、かつ、修練評価体制が整備されている診療施設は、指定施設の指定を申請することができる。
- 3 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて指定施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。
- 4 指定申請施設は、修練の一部を行わせるために必要があるときは、第21条に定める条件をすべて満足する診療施設を関連施設として、承諾することができる。

(関連申請施設の条件)

**第21条** 関連施設の指定を申請する診療施設(以下、関連申請施設と略記)は、次の各号の条件をすべて満足する診療施設であることを要する。

- 1) 指定施設の指導責任者が関連施設として必要と認めていること。
  - 2) 指定施設の指導責任者から関連施設の指定を受けることに関する承諾を得ていること。
  - 3) 指導医又は本会と緊密な関連を有する外科分科領域専門医(以下、関連外科専門医と略記)若しくは本会と緊密な関連を有する外科分科領域の学会の認定した指導医(以下、関連外科指導医と略記)が1名以上常勤していること。なお、関連外科専門医及び関連外科指導医は本会会員であること。
  - 4) 前号の中から定められた指導責任者のもとに十分な指導体制がとられ、かつ、年間50例以上の外科の手術症例数を有していること。
  - 5) 指定施設の指導責任者の編成した修練実施計画に基づく修練の一部を行わせることが可能であること。
- 2 本条第1項の条件をすべて満足する診療施設は、関連施設の指定を申請することができる。

- 3 前年度までに審査を受けたにもかかわらず関連施設として指定されなかった診療施設又は関連施設の資格を喪失した診療施設であって、改めて関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。
- 4 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指定施設として指定されなかった診療施設又は指定施設の資格を喪失した診療施設であって、関連施設の指定を申請する診療施設には、本条第1項の規定を準用する。

(修練実施計画)

**第22条** 修練実施計画は、次の各号の大綱に基づいて、指導責任者が編成しなければならない。

- 1) 指定施設、関連施設、指定申請施設及び関連申請施設における通算5年以上の修練の内容を具体的に明記すること。
  - 2) 医の倫理に基づいた患者と医師の人間関係の確立を志向する修練を行わせること。
  - 3) 外科学及び外科診療を含む医学と医療全般の進歩に即応できるための生涯学習を志向する修練を行わせること。
  - 4) 外科診療技術のうち、診断に必要とされる基本的検査の実施と成績判定、患者の全身管理に必要とされる栄養、代謝、輸血及び輸液並びに感染対策、周術期及び外傷の管理に必要とされる検査及び処置並びに麻酔の手技などを修得させ、それらを実施できる水準に到達させること。
  - 5) 別に定める基本的手術手技を修得させ、それらを術者として実施できる水準に到達させること。
  - 6) 救急医療及び集中治療の基本的手技を修得させ、それらに従事できる水準に到達させること。
- 2 前項第2号から第6号までの修練については、その指導に当たる指導医の氏名を、各号ごとに明記しなければならない。
- 3 修練実施計画は、指導責任者の指示によって、変更することを妨げない。
- 4 修練実施計画には、指定施設、関連施設、指定申請施設及び関連申請施設を含んで、修練を行わせることのできる医師の年次別最大数を明記しなければならない。

## 第2節 指定施設及び関連施設を指定する委員

(選任)

**第23条** 理事長は、理事会の議決を経て、指定施設及び関連施設を指定する委員(以下、指定委員と略記)を、代議員の中から選任する。

(任期)

**第24条** 指定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

**第25条** 指定委員は、指定施設指定委員会(以下、指定委員会と略記)を組織し、指定施設及び関連施設の指定の業務を行う。

(指定委員長等の委嘱)

**第26条** 指定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(補充)

**第27条** 指定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、指定委員を補充することができる。

2 補充によって選任された指定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3節 指定施設及び関連施設を指定する方法

(指定申請書類)

**第28条** 指定申請施設の指導責任者は、次の各号の指定施設指定申請書類を、指定委員会に提出する。

- 1) 指定施設指定申請書
  - 2) 指定申請施設内容説明書
  - 3) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定医名簿
  - 4) 指導責任者、指導医、専門医、認定登録医及び認定医に関する指定申請施設長の勤務証明書
  - 5) 修練実施計画
  - 6) 申請時における過去3年間の外科の年次別手術例数
- 2 関連申請施設の指導責任者は、次の各号の関連施設指定申請書類を、指定委員会に提出する。
- 1) 関連施設指定申請書
  - 2) 関連申請施設内容説明書
  - 3) 関連施設の指定を受けることに関する指定施設の指導責任者の承諾書
  - 4) 関連施設の指定を受けることに関する関連申請施設の指導責任者の承諾書
  - 5) 指導責任者、指導医、関連外科専門医及び関連外科指導医に関する関連申請施設長の勤務証明書

6) 申請時における過去1年間の外科の年次別手術例数

(指定施設及び関連施設の指定)

**第29条** 指定委員会は、毎年1回、指定施設指定申請書類によって審査を行い、第20条の条件を満足し、かつ、指定施設としてふさわしい指定申請施設を、指定施設として指定する。

2 指定委員会は、毎年1回、関連施設指定申請書類によって審査を行い、第21条の条件を満足し、かつ、関連施設としてふさわしい関連申請施設を、関連施設として指定する。

3 指定委員会は、第21条第1項の条件を満足しないために、第32条第3項第2号から第4号によって関連施設の資格を喪失した診療施設であって、かつ、喪失後、1年以内に、第21条第1項の条件をすべて満足した診療施設については、前項にかかわらず、そのつど、関連施設指定申請書類によって審査を行い、関連施設としてふさわしい関連申請施設を、関連施設として指定する。

4 指定委員会は、第20条第1項の条件を満足しないために、第32条第1項各号によって指定施設の資格を喪失した診療施設であって、かつ、喪失後、1年以内に、第21条第1項の条件をすべて満足した診療施設については、前項にかかわらず、そのつど、関連施設指定申請書類によって審査を行い、関連施設としてふさわしい関連申請施設を、関連施設として指定する。

5 指定委員会は、指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設のうち、指定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設はこれに協力しなければならない。

6 指定委員会は、前項の現地調査に協力しない指定施設及び関連施設若しくは指定申請施設及び関連申請施設に対して、施設の申請又は指定を取り消すことができる。本項は第33条を準用する。

(指定施設の報告)

**第30条** 指定施設は、毎年8月31日までに、次の各号の事項を、指定委員会に報告しなければならない。

- 1) 名称
- 2) 住所、連絡先
- 3) 勤務医師名簿
- 4) 指導体制

- 5) その他指定委員会が必要と認めた事項  
(指定証及び関連証)

**第31条** 理事長は、理事会の議を経て、指定委員会が指定施設として指定した指定申請施設に対して、本会指定施設証を交付する。

2 本会指定施設証の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、第32条の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、本会指定施設証の有効期間は、指定施設の資格を喪失した日に終わる。

3 理事長は、理事会の議を経て、指定委員会が関連施設として指定した関連申請施設に対して、本会関連施設証を交付する。

4 本会関連施設証の有効期間は、交付の日から1年とする。ただし、関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、第32条の規定によって指定施設の資格を喪失したときは、当該関連施設の本会関連施設証の有効期間は、当該指定施設の資格を喪失した日に終わる。

5 前項の規定にかかわらず、第29条第3項及び第4項の規定にしたがって、関連施設として指定した関連申請施設に対して交付した本会関連施設証の有効期間は、交付日が1月1日から8月31日までであれば、交付した年の12月31日までとし、交付日が9月1日から12月31日までであれば、交付した年の翌年の12月31日までとする。

(資格の喪失)

**第32条** 指定施設は、次の各号の理由により、指定委員会の議決を経て、その資格を喪失する。ただし、本項の規定にかかわらず、本項第3号の場合については第33条第1項の定めるところによる。

- 1) 第20条各号の条件のいずれかを満足しなくなったとき。
  - 2) 正当な理由を付して指定施設としての資格を辞退したとき。
  - 3) 指定施設の指定を取り消されたとき。
  - 4) 本会指定施設証の交付の日から満3年間を経て、改めて指定施設の指定を受けなかったとき。
- 2 前項第1号に該当するときは、当該指定施設の指導責任者は、直ちに指定委員会に届け出なければならない。
- 3 関連施設は、次の各号の理由により、指定委員会の議決を経て、その資格を喪失する。ただし、本項の規定にかかわらず、本項第3号の場合については第33条第2項の定めるところによる。

1) 関連施設の指定を受けることに関して承諾した指導責任者の属する指定施設が、本条第1項の規定によって資格を喪失したとき。

2) 正当な理由を付して関連施設としての資格を辞退したとき。

3) 関連施設の指定を取り消されたとき。

4) 本会関連施設証の交付の日から満1年間を経て、有効期間が終了した後、改めて関連施設の指定を受けなかったとき。

(資格の取消)

**第33条** 指定施設に指定施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の議決によって、指定施設の指定を取り消すことができる。この場合、その指定施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

2 関連施設に関連施設として不適当と認められる理由のあったときは、指定委員会、専門医制度委員会及び理事会の議決によって、関連施設の指定を取り消すことができる。この場合、その関連施設の指導責任者又はその代理人に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第6章 指導医の選定

### 第1節 指導医の選定を申請する者の資格

(選定申請者の資格)

**第34条** 初めて指導医の選定を申請する者(以下、初回選定申請者と略記)は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 専門医又は認定医であること。
- 2) 引き続き10年以上、会員であり、かつ、外科診療及び外科に関する研究に従事している者であること。
- 3) 専門医又は認定医として認定を受けた後、通算10年以上、指定施設又は関連施設に勤務し、外科診療に従事した者であること。
- 4) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証(写)又は証明書によって証明できる者であること。
- 5) 別に定める診療経験を有する者であること。

2 前年度までに審査を受けたにもかかわらず指導医として選定されなかった者又は指導医の資格を喪失

し、若しくは取り消された者であつて、かつ、改めて指導医の選定を申請する者には、前項の規定を準用する。ただし、指導医の資格を喪失した者のうち、本条第3項の申請を行わなかったために資格を喪失した者であつて、かつ、資格喪失後、2年以内に指導医の選定を申請する者は、本項の規定にかかわらず、申請時において、本条第4項各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

3 更新のため指導医の選定を申請する者（以下、更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であること。
- 2) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 3) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別刷又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 4) 別に定める診療経験を有する者であること。

4 本条第2項ただし書の規定によって指導医の選定を申請する者（以下、特例更新選定申請者と略記）は、申請時において、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

- 1) 指導医であったことを本会指導医選定証によって証明できる者であること。
- 2) 指定施設又は関連施設に勤務している者であること。
- 3) 別に定める業績及び研修実績を、添付した論文別冊又はこれに代わる複写等及び本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書によって証明できる者であること。
- 4) 別に定める診療経験を有する者であること。

## 第2節 指導医を選定する委員

（選任）

**第35条** 理事長は、理事会の議決を経て、指導医を選定する委員（以下、選定委員と略記）を、代議員の中から選任する。

（任期）

**第36条** 選定委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（業務）

**第37条** 選定委員は、指導医選定委員会（以下、選定

委員会と略記）を組織し、指導医の選定の業務を行う。

（選定委員長等の委嘱）

**第38条** 選定委員会の委員長及び副委員長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

（補充）

**第39条** 選定委員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議決を経て、選定委員を補充することができる。

2 補充によって選任された選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3節 指導医を選定する方法

（選定申請書類）

**第40条** 初回選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、初回選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。

- 1) 初回選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 専門医認定証（写）又は本会認定医認定証（写）
- 4) 現在所属する診療施設の施設長又は指導責任者の発行した勤務証明書
- 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 7) 診療経験一覧表

2 更新選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。

- 1) 更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）
- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
- 5) 本会の定期学術集会参加証（写）又は証明書
- 6) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
- 7) 診療経験一覧表

3 特例更新選定申請者は、次の各号の申請書類（以下、特例更新選定申請書類と略記）を、選定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。

- 1) 特例更新選定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 指導医選定証（写）

- 4) 指定施設長又は関連施設長の発行した勤務証明書
  - 5) 論文別刷又はこれに代わる複写等を添付した業績目録
  - 6) 本会の定期学術集会参加証（写）又は研修実績の証明書
  - 7) 診療経験一覧表
- 4 第15条第4項ただし書の規定は、本条各項の場合に準用する。
- （選定）

**第41条** 選定委員会は、毎年1回、初回選定申請書類及び更新選定申請書類並びに特例更新選定申請書類によって審査を行い、指導医として必要な条件を満足する者を、指導医として選定する。ただし、選定委員会は、その必要があると認められた場合は、その他の方法による審査を併せて行うことができる。

2 選定委員会は、初回選定申請書類及び更新選定申請書類に虚偽の記載があると認めるときは、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て、指導医として選定しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項によって指導医として選定されなかった者は、その日から3年間、指導医の選定を申請することができない。

4 選定委員会は、本条第2項の規定によって選定申請者を指導医として選定しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

5 指導医として選定された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める選定料を納付しなければならない。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用し、同項中に「申請手数料」とあるのは、「選定料」と読み替えるものとする。

（選定証）

**第42条** 理事長は、理事会の議を経て、選定委員会が指導医として選定した者に対して、本会指導医選定証を交付する。本会指導医選定証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第43条の規定によって指導医の資格を喪失したときは、本会指導医選定証の有効期間は、指導医の資格を喪失した日に終わる。

（資格の喪失）

**第43条** 指導医は、次の各号の理由により、選定委員会の議決を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第

44条の定めるところによる。

1) 理事長が定めた期日までに選定料を納付しなかったとき。

2) 正当な理由を付して指導医としての資格を辞退したとき。

3) 指導医としての資格を取り消されたとき。

4) 本会指導医選定証の交付の日から満5年間を経て、改めて指導医の選定を受けなかったとき。

（資格の取消）

**第44条** 指導医に指導医としてふさわしくない行為があったとき、又は指導医として不適当と認められたときは、選定委員会、専門医制度委員会及び理事会の議決によって、指導医としての資格を取り消すことができる。この場合、その指導医に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第7章 日本外科学会認定登録医の登録

（認定登録医の登録）

**第45条** 認定登録医として登録された者は、理事長が定めた期日までに、別に定める登録料を納付しなければならない。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用し、同項中に「申請手数料」とあるのは、「登録料」と読み替えるものとする。

（更新登録申請者の資格）

**第46条** 更新のため認定登録医の登録を申請する者（以下、更新登録申請者と略記）は、次の各号の資格をすべて満足する者であることを要する。

1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格及び識見を具えている者であること。

2) 申請時において、認定登録医であること。

3) 申請時において、過去5年の間に、別に定める研修実績を有する者であること。

（更新登録申請書類）

**第47条** 更新登録申請者は、次の各号の申請書類（以下、更新登録申請書類と略記）を認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用する。

1) 更新登録申請書

2) 履歴書

3) 医師免許証（写）

4) 本会認定登録医登録証（写）

5) 別に定める研修実績証明書類（写）

6) 研修実績目録

（更新登録）

**第48条** 認定委員会は、更新登録申請者については、毎年1回、更新登録申請書類及び別に定める規定によって審査を行い、認定登録医として必要な条件を満足する者を、認定登録医として登録する。

2 認定委員会は、更新登録申請書類に虚偽の記載があると認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の議決を経て、認定登録医として登録しないことができる。この場合、その申請者に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

3 認定委員会は、前項によって更新登録申請者を認定登録医として登録しなかったときは、その者の所属する施設の長に、その旨を通告する。

4 本条第1項によって認定登録医として登録された者の登録料は、第45条第2項の規定を準用する。

(登録証)

**第49条** 理事長は、理事会の議を経て、認定委員会が認定登録医として登録した者に対して、本会認定登録医登録証を交付する。

2 本会認定登録医登録証の有効期間は、交付の日から5年とする。ただし、第50条の規定によって認定登録医の資格を喪失したときは、本会認定登録医登録証の有効期間は、認定登録医の資格を喪失した日に終わる。

(資格の喪失)

**第50条** 認定登録医は、次の各号の理由により、認定委員会の議決を経て、その資格を喪失する。ただし、本条の規定にかかわらず、第3号の場合については第51条の定めるところによる。

1) 理事長が定めた期日までに登録料を納付しなかったとき。

2) 正当な理由を付して認定登録医としての資格を辞退したとき。

3) 認定登録医の登録を取り消されたとき。

4) 本会定款第8条の規定によって会員としての資格を喪失したとき。

5) 日本国の医師免許を喪失し、又は返上し、若しくは剥奪されたとき。

6) 本会認定登録医登録証の交付の日から満5年間を経て、改めて認定登録医の登録を受けなかったとき。

(資格の取消)

**第51条** 認定登録医に認定登録医としてふさわしくない行為があったとき、又は認定登録医として不適当と認められたときは、認定委員会、専門医制度委員

会及び理事会の議決によって、認定登録医の登録を取り消すことができる。この場合、その認定登録医に対し、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(暫定登録措置)

**第52条** 認定医は、平成22年度から平成24年度までの間は、本条の規定によって認定登録医の登録を申請することができる。

2 前項の規定によって認定登録医の登録を申請する者（以下、暫定登録申請者と略記）は、次の各号の申請書類（以下、暫定登録申請書類）を、認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用する。

1) 暫定登録申請書

2) 履歴書

3) 医師免許証（写）

4) 本会認定医認定証（写）

5) 別に定める研修実績証明書類（写）

6) 研修実績目録

3 認定委員会は、暫定登録申請者については、毎年1回、暫定登録申請書類によって審査を行い、認定登録医として必要な条件を満足する者を、認定登録医として登録する。第48条第2項から第4項までの規定は、この場合に準用する。

## 第8章 委員会等

(委員会)

**第53条** この規則によって設置される委員会は、専門医制度委員会、認定委員会、予備試験委員会、指定委員会及び選定委員会（以下、委員会と略記）とする。

(委員会の招集)

**第54条** 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員会構成員（以下、委員と略記）現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して委員会の開催を請求されたときは、委員長は直ちに臨時委員会を招集しなければならない。

(委員会の定足数)

**第55条** 委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ、開会することができない。

(委員会の可否)

**第56条** 委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の委任状)

**第57条** やむを得ない理由のために委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

(会員への公告)

**第58条** この規則の施行に関して、理事長又は理事会若しくは委員会によって決定された事項は、機関誌又は会告によって会員に公告する。

## 第9章 特例措置

(特例措置)

**第59条** 関連外科専門医の資格を取得した会員は、平成14年度から平成22年度までの間は、本条の規定によって専門医の認定を申請することができる。

2 前項の規定によって初めて専門医の認定を申請する者（以下、特例初回認定申請者と略記）は、次の各号の申請書類を、認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。第15条第4項ただし書の規定は、この場合に準用する。

- 1) 特例初回認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 関連外科専門医の資格を取得したことを証明する証書（写）

3 認定委員会は、特例初回認定申請者については、毎年1回、前項に定める申請書類によって審査を行い、本条第1項の条件を満足する者を、専門医として認定する。第16条第3項、第4項、第5項及び第7項の規定は、この場合に準用する。

## 第10章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

**第60条** この規則は、専門医制度委員会及び理事会の議決を経、かつ、総会の承認を受けて変更することができる。

(規則の廃止)

**第61条** この規則は、専門医制度委員会及び理事会の議決を経、かつ、総会の承認を受けて廃止することができる。

## 第11章 補則

(補則)

**第62条** この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

**第63条** この規定に次の各号の変更を行う。

- 1) 第8条第3項第3号を「申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験及び研修実績を有する者であること。」と読み替える。
- 2) 第8条第4項として「前項の規定にかかわらず、申請時において、過去5年の間に、別に定める診療経験を有する認定登録医は、移行のため専門医の認定を申請することができる。」を加える。
- 3) 第8条第5項として「前項の規定によって専門医の認定を申請する者（以下、移行認定申請者と略記）は、次の各号の申請書類を、認定委員会に提出し、別に定める申請手数料を納付する。この場合、第15条第4項ただし書及び第16条第2項から第9項までの規定を準用する。
  - 1) 移行認定申請書
  - 2) 履歴書
  - 3) 診療経験一覧表」を加える。
- 4) 第15条第5項第6号を「診療経験一覧表及び研修実績目録」と読み替える。
- 5) 第16条第4項を「認定委員会は、初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医のうち、認定委員会が必要と認めた場合、毎年1回以上、現地調査を行うものとし、当該初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医はこれに協力しなければならない。」と読み替える。
- 6) 第16条第5項を「認定委員会は、前項の現地調査に協力しない初回認定申請者及び更新認定申請者若しくは専門医に対して、専門医の申請又は認定を取り消すことができる。本項は第19条を準用する。」と読み替える。
- 7) 第17条第4項として「本条第2項の規定にかかわらず、第8条第5項の規定に従って認定された専門医の専門医認定証の有効期間は、認定登録医登録証の有効期間と同じとする。」を加える。
- 8) 第34条第1項第1号を「専門医又は認定登録医であること。」と読み替える。
- 9) 第34条第3項第5号及び第4項第5号として「専門医又は認定登録医であること。」を加える。
- 10) 第40条第1項第3号を「専門医認定証（写）又は認定登録医登録証（写）」と読み替える。
- 11) 第40条第2項第8号及び第3項第8号として

「専門医認定証（写）又は認定登録医登録証（写）」を加える。

- 12) 第45条第1項に「認定委員会は、第8条第3項の規定にかかわらず、同第3号の診療経験を除く資格を満足する更新認定申請者については、認定登録医として登録することができる。」を加え、以下を繰り下げる。
- 2 前項第1号から第7号及び第12号は、平成24年3月1日から施行する。
  - 2) 前項第8号から第11号は、平成25年3月1日から施行する。
- 3 従前の本会認定医制度規則の廃止（平成19年2月27日廃止）にかかわらず、認定医の本会認定医認定証は、その有効期間にかかわらず、終身にわたって有効とする。ただし、本会定款第8条の規定によって会員としての資格を喪失したときは、本会認定医認定証の有効期間は、会員の資格を喪失した日に終わる。  
(インターネットによる手続き及び申請書類の提出)

**第64条** この規則に定める申請手続き及び申請書類の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成14年4月10日から施行する。
- 2 この規則は、平成14年5月16日から改正する。
- 3 この規則は、平成15年2月14日から改正する。
- 4 この規則は、平成15年6月3日から改正する。
- 5 この規則は、平成16年4月6日から改正する。
- 6 この規則は、平成17年5月10日から改正する。
- 7 この規則は、平成18年3月28日から改正する。
- 8 この規則は、平成19年2月27日から改正する。  
ただし、平成19年4月9日付定款変更にかかる改正事項については、文部科学大臣の変更認可のあった日から施行する。
- 9 この規則は、平成21年4月1日から改正する。
- 10 この規則は、平成22年4月7日から改正する。